

運営規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人湯沢青年会議所（以下「本会議所」という。）定款に定める事業遂行を円滑にし、その運営を容易ならしめることを目的とする。

第2章 役員

(役職)

第2条 定款第15条1項第4号に次の役職を置くことができる。

- (1) 事務局長 (2) 事務局次長 (3) 出向理事 (4) 室長
- (5) 委員長 (6) 係長 (7) 副室長 (8) 副委員長

第3条 役員は、定款第17条に定める事項のほか次の任務を有する。

1. 理事長

(1) 本会議所を代表して、日本青年会議所総会、東北地区協議会、秋田ブロック協議会に出席し、本会議所の権利を行使する。

(2) 本会議所を代表して関係行政機関その他諸団体との交渉に当たる。

(3) 褒賞規定により該当者の褒賞を行う。

(4) その他本会議所の参加する公的会議もしくは行事に代表する。

2. 副理事長

(1) 各室、委員会を統括し、各室長、委員長に協力し事業計画推進を推し進めると共に各室、委員会間の連絡調整を図る。

(2) 副理事長が担当すべき委員会は理事長が指名する。

(3) 理事長は、上記の定めによらずいずれの委員会に属さない事項に関し、必要に応じて担当副理事長をおくことができる。

3. 専務理事

(1) 理事長、副理事長を補佐すると共に事務局及び担当室、委員会を統括し、運営の円滑化を図る。

(2) 業務は以下の通りとする。

・庶務、文章、慶弔に関する事項

- ・用具及び備品の管理に関する事項
- ・事務局の総括に関する事項
- ・予算及びその執行の監督並びに決算に関する事項
- ・現金、預金の出納に関する事項
- ・会費徴収及び資金に関する事項
- ・会計諸帳簿の記帳整理等会計事務に関する事項
- ・他に属さない庶務に関する事項

4. 理事

(1) 理事長を補佐し、理事会に出席して次の事項を審議処理すると共に、各室、各委員会を分担し率先してその運営にあたる。

- ・定款及び諸規定に関する事項
- ・総会及び例会に関する事項
- ・会員の入退会及び除名並びに出席向上に関する事項
- ・委員会または部会の編成及び設置・改廃に関する事項
- ・新入会員の指導に関する事項
- ・事業計画及びその実行並びに事業報告に関する事項
- ・委員活動の助長及びその調整に関する事項
- ・広報活動に関する事項
- ・その他の事項

5. 事務局長

(1) 理事長、専務理事を補佐し、事務局を統括する。

6. 事務局次長

(1) 事務局長を補佐し、事務局の運営の円滑化を図る。

7. 出向理事

(1) 日本青年会議所総会、東北地区協議会、秋田ブロック協議会の役員、委員若しくは特別の職務を有するもの。

8. 室長

(1) 室を統括する。

9. 副室長

(1) 室長を補佐し、事業の円滑化を図る。

10. 委員長

(1) 委員会を統括する。

- 1 1. 副委員長
(1) 委員長を補佐し、事業の円滑化を図る。
- 1 2. 係長
(1) 係を統括する。
- 1 3. 監事
(1) 定款 1 8 条に定める事項のほか、総会、例会、理事会に出席し、所見を述べなければならない。

第 3 章 理事会

(理事会)

第 4 条 定款第 3 7 条に定めるところにより理事会を開催する。

2 理事会は理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

4 理事会は次に掲げる各号の事項を審議事項として審議し、決議する。

- (1) 総会提出議案(原案)の決定
- (2) 正会員の入会承認、休会、退会の承認及び除名の審議
- (3) 正会員の委員会所属の承認
- (4) 定例会運営に関する承認
- (5) 委員会における事業計画の詳細及び事業予算の詳細並びに事業報告の承認
- (6) その他本会議所の運営上特に重要な事項

5 理事会の議事は、本定款に別段に定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数をもって決する。

第 4 章 執行部会

(執行部会の構成)

第 5 条 執行部会は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事及び必要とする役員をもって構成する。

(執行部会の開催)

第 6 条 執行部会は原則として毎月 1 回開催し、理事長は必要に応じて臨時執行部会を開催することができる。

(執行部会の決議事項)

第 7 条 執行部会は、理事会に提出する議案、理事会より委託された事項及び緊急を要する事項を審議処理する。

(執行部会審議事項の報告)

第 8 条 執行部会において審議処理された事項の経過ならびに結果を理事会に報告しなければならない。

第 5 章 例会

(例会)

第 9 条 例会は原則として毎月 2 0 日に開催する。ただし理事会の決議により変更することができる。

2 例会の通知は 7 日前に通知するものとする。

(例会の運営)

第 1 0 条 例会は次の次第により行うことを原則とする。

- (1) 開 会
- (2) 国歌斉唱
- (3) J C ソング斉唱
- (4) J C 宣言文朗読並びに綱領唱和
- (5) 理事長挨拶
- (6) 報告事項
- (7) 協議事項
- (8) 会員消息
- (9) 3 分間スピーチ
- (1 0) 例会行事
- (1 1) その他
- (1 2) 若い我等斉唱
- (1 3) 閉 会

(室及び委員会)

第 1 1 条 室及び委員会は原則として、1 回以上企画運営しなければならない。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 6 章 委員会

(委員会の設置)

第12条 定款47条に基づき次の委員会を置く。

(1)希望づくり委員会

(2)組織づくり委員会

(3)創立50周年実行委員会

(4)事務局

(5)以上の他事業活動上特に必要と認められた時、理事長は理事会の承認を得て委員会の統廃合、特別委員会を設置することができる。

(委員会の業務)

第13条 委員会の業務は次のとおりとする。

(1) 希望づくり委員会

- ・ 定例会の企画・実施・報告（年3回）
- ・ まちづくり・青少年育成事業の企画・実施
- ・ Yキュービック実施・報告
- ・ マスメディア・行政・他団体との連携
- ・ 外部事業（献血会・やまばと園事業）の担当
- ・ 新入会員の受入、フォローアップ
- ・ 創立50周年記念式典並びに記念事業への協力

(2) 組織づくり委員会

- ・ 定例会の企画・実施・報告（年3回）
- ・ 会員拡大の推進
- ・ 会員相互の交流に寄与する事業の企画・実施
- ・ 新入会員に対するオリエンテーションの実（随時）
- ・ 新入会員の受入、フォローアップ
- ・ 創立50周年記念式典並びに記念事業への協力

(3) 創立50周年実行委員会

- ・ 定例会の企画・実施・報告（年3回）
- ・ 創立50周年記念式典および記念事業の企画
- ・ 中期ビジョンの策定
- ・ 新入会員の受入、フォローアップ

(4) 事務局

- ・ 定例会の企画・実施・報告（年3回）
- ・ 総会・定例会の設営受付進行、その他庶務一切
- ・ 名簿基本資料(OB含む)・年次報告書を含むHP維持管理
- ・ 三役会・理事会の設営運営・議事録作成
- ・ 各種大会の案内、出欠のとりまとめ
- ・ 新入会員の受入・フォローアップ
- ・ 創立50周年記念式典並びに記念事業への協力

第7章 出席義務

(出席義務)

第14条 正会員は、例会、定時総会、臨時総会、所属委員会、その他本会議所が催す会合に出席しなければならない。

2 総会、例会、委員会に於ける正会員の出席率を随時発表し、年間出席率最低限度50%とする。

3 総会、例会、委員会等において欠席、遅刻、早退する場合は予め届け出るものとする。

4 会員は下記の会合に出席の場合、当該月の出席とみとめられる。

(1) 他LOMの例会、認証伝達式、記念式典等

(2) 地区会員大会、日本青年会議所全国会員大会、JCI国際会議

(3) 日本青年会議所及び東北地区協議会並びにブロック協議会の会議、役員会並びに委員会

(4) その他理事会が認めた場合

第8章 褒 賞

(目 的)

第15条 本規定は青年会議所運動の発展と高揚を計るため、青年会議所運動に貢献した個人及びグループを褒賞することを目的とする。

第16条 総務委員会は毎年褒賞申請書の提出期日を決定し、各推薦母体に申請書の提出を求める。

2 褒賞の推薦母体を次の通りとする。

- (1) 副理事長
- (2) 専務理事

3 各種推薦母体は所定の期日までに申請書を総務委員会に提出しなければならない。

(審査)

第17条 褒賞の対象となる時期は、原則として当該年度における功績に対して行う。但し必要に応じてその以前の活動も考慮することができる。

2 総務委員会は提出された申請書を審査の上、その審査の結果に意見書を添えて理事会に報告する。

(褒賞の決定)

第18条 褒賞の決定は理事会において行う。

(褒賞の期日)

第19条 理事長は理事会の決定に従い、原則として総会において具体的に褒賞理由を説明して行うものとする。

(褒賞の基準)

第20条 最優秀賞 J a y c e e 賞

本会議所の会員として、青年会議所運動並びに本会議所に最も顕著な貢献のあった個人に与える。

2、最優秀グループ賞

本会議所の委員会、研究会等に対して、青年会議所活動を通じて最も顕著な功績があったグループに与える。

る。

3、その他の褒賞

本会議所の活動に顕著な功績のあったもの及び出席良好な会員に与える。

(褒賞の内容)

第21条 受賞者には賞状を贈り、副賞をつけることができる。

(申請書の内容)

第22条 (1) 褒賞を受けようとする内容を詳細に説明するに足る書類 (企画、経過、結果について)

(2) その他写真等の参考資料